

# 岡山県立岡山城東高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年度

## いじめに関する現状と課題

- ・本校は、全県学区の高校であるため、県内全域の中学 100 校以上から生徒が集まっている。同じ中学からは、唯一の入学生である場合も多く、遠距離の通学や下宿生活をしながら、中学までの人間関係とは別の環境に身を置くことで、人間関係を築こうと高い意識を持っている。しかし一方で、すぐにはなじめず人間関係を構築していくことに不安を抱える生徒も見受けられる。
- ・本校は、スマートフォンの校内への持ち込み・利用を許可しており、生徒の所持率は非常に高い。よって、SNS 等を介したトラブル等が懸念されるため、適切な使用方法を指導するなど校内の組織や年次と連携し未然に防ぐための取組が必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校が組織的に取り組めるよう、「いじめ対策委員会」を中核に据える。構成委員は校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒課長・生徒課長補佐・相談課長・人権教育指導室長・各年次主任・養護教諭・該当クラス担任・該当年次生徒指導係・校医・SC・その他関係する者とし、それぞれの立場から実効のないいじめ問題解決のための取組を行う。
- 〈重点となる取組〉
- ・いじめはあるものという前提を持ち、いじめアンケート等において、ふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの未然防止に向けた取組として、平成 26 年度に生徒会が中心となりまとめた「いじめ 0（ゼロ）のための生徒会宣言」を浸透させ、リーダー研修会で「人権・いじめ」に関するテーマでディベートや話し合いを実施し学校全体で共有するなどして、いじめを生まない環境づくりに引き続き取り組む。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針を入学式後のオリエンテーションや PTA 総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA 評議員会や PTA 総会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。</li> <li>・岡山市高 P 連保導協議会で保護者の不安や懸念について把握するとともに、岡山駅周辺の環境について情報を得て、生徒の生活指導に役立てる。</li> <li>・保護者対象の研修会等で、インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発に努める。</li> <li>・「生徒課通信」や「教育相談だより」、「時計台（進路課通信）」、PTA 会報等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。</li> <li>・クラス担任が中心となり、生徒の変化について日頃から家庭と密に連絡を取り、いじめの未然防止や早期発見につなげる。</li> </ul>	<p>いじめ対策委員会</p> <p>〈対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応</li> </ul> <p>〈対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期委員会 5月、9月、2月</li> </ul> <p>〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。</li> </ul> <p>〈構成メンバー〉</p> <p>校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒課長・生徒課長補佐・相談課長・人権教育指導室長・各年次主任、養護教諭・該当クラス担任・該当年次生徒指導係・校医（心療内科）・SC・SSW その他関係する者</p> <p>・校内初動グループ 主幹教諭・生徒課長・生徒課長補佐・該当年次主任・該当クラス担任・その他関係する者</p> <p>全 教 職 員</p>	<p>〈連携機関名①〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県教育委員会</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SSW 等）の派遣</li> </ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭、生徒課長</li> </ul> <p>〈連携機関名②〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県中央警察署・岡山東警察署・瀬戸内警察署</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な情報交換、連絡会議の開催</li> </ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭、生徒課長</li> </ul>

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、心の教育に係る研修会等を行う。</li> <li>・警察や他校との連絡会、岡山県教育庁等から得た情報を、定期的に職員会議等で伝達し、情報の共有を図る。</li> </ul> <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの未然防止に向けた取組として、平成 26 年度に生徒会が中心となりまとめた「いじめ 0（ゼロ）のための生徒会宣言」を浸透させ、いじめを生まない環境づくりに引き続き取り組み、訴える力の育成や見て見ぬ振りせず、互いに支え合う風土を培う。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル・人権教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業や研修会、講演会等を行う。</li> </ul> <p>(家庭との情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の変化について、気付いた点に関しては、電話連絡や家庭訪問、保護者面談等で情報の共有を行う。また、保護者対象の研修会などを案内する。</li> </ul>
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の実態把握のため、担任による年間 5 回以上の生徒面談等を通し、生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、早期発見のため、クラス集団で所属意識が高まる 5 月と学園祭の後の 9 月にいじめに対するアンケート調査を行う。</li> <li>・スタンドバイを利用した実態把握。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> <li>・生徒の変化について、クラス担任や年次主任、養護教諭、相談課等が連携して、情報の共有を行い、深刻な事態に陥る前に対象生徒の発見及び支援を行う。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1H の記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発及び家庭との情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。また、保護者対象の研修会などの開催を案内する。</li> </ul>
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに校内初動グループにより初期対応を協議するとともに、いじめられている生徒から事実関係の聴取を行う。</li> </ul> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を長期的視野に立て行う。</li> </ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を長期的視野に立て行う。</li> <li>・いじめの 100% の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。</li> </ul> <p>(事後の指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月続いていることを面談等により確認する。</li> </ul>